

不動産所得用消費税集計表

●駐車場や店舗等、消費税が含まれる賃貸料収入の合計

賃貸料()月～12月

※居住用物件の賃貸料は消費税を含みません。居住用物件の賃貸料は含めないようご注意ください。●消費税が含まれる賃貸料に対して支払った経費
(居住用物件の賃貸料に関わる経費は含まれません)

	()月～12月	()月～12月	()月～12月	()月～12月	()月～9月	10月～12月	()月～12月	()月～9月	10月～12月
科 目 (消費税率)	決算額(A)	非課税取引 (B)	課税取引 (A-B)	インボイス有 軽減税率 8%分	インボイス無 軽減税率 8%分	インボイス無 軽減税率 8%分	インボイス有 10%分	インボイス無 10%分	インボイス無 10%分
租税公課									
損害保険料									
修繕費									
借入金利子									
管理費等									
水道光熱費									
手数料等									
通信費									
広告費									
※:償却資産									
地代家賃									
その他経費									
雑費									
縦合計									

※非課税取引は例として下記の様なものが挙げられます。

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| ・固定資産税等の租税 | ・借入金の利子 | ・居住用建物の修繕費 |
| ・組合会費 | ・火災保険料や地震保険料 | ・借地料 |

※縦合計の金額はご自身で計算の上、必ずご記入下さい。

※1万円未満の取引は、インボイスの交付を受けられない場合も[インボイス有]に計上できます。
(少額特例に該当するもの。令和 11 年9月 30 日までの期間が適用対象期間)

※経過措置の適用割合が、令和8年10月から80%→50%へ変更されます。表のように9月以前と10月以降の合計金額を分ける必要があります。

※:償却資産の部分には、年中新たに購入された減価償却資産についての合計金額をご記入ください。